

審議会等の議事の要旨(要点)

(基本情報)

会議名称	第23期第3回 立川市図書館協議会 定例会
開催日時	令和5年1月20日(金曜日) 午後2時00分～午後4時00分
開催場所	立川市中央図書館 4階 会議室
次第	■図書館協議会 (1) 報告事項 令和4年12月議会について たちかわ電子図書館について 図書館利用者アンケート、児童・生徒対象読書アンケートについて (2) 協議事項 計画の中間総括にかかる第三者評価報告書の協議会評価について 中央図書館の窓口業務等について (3) その他
配布資料	1. 令和4年9月議会定例会報告 2. たちかわ電子図書館関連資料 3. 立川市図書館利用者アンケート 4. 児童・生徒対象読書アンケート調査 5. 立川市第3次図書館基本計画及び立川市第4次子ども読書活動推進計画の中間総括にかかる第三者評価に関する報告書」のうち立川市第4次子ども読書活動推進計画部分 6. 中央図書館の窓口業務等について 7. 中央図書館窓口業務等に関する令和4年度9月議会での質疑応答
出席者	[委員] 野口(陽)委員、本木委員、森田委員、榎本委員、野口(武)委員、伊藤委員、清水委員、栗本委員、摺木委員 [事務局] 池田(図書館長)、前村(管理係長)、井上(図書館サービス係長)、米山(児童青少年サービス係長)、堀口(調査資料係長)、大淵(管理係)
公開及び非公開	公開
傍聴者数	0人
会議結果	(会議録参照)
担当	中央図書館管理係 電話042-528-6800

◆第23期 第3回立川市図書館協議会会議録◆

日 時	令和5年1月20日（金） 午後2時00分から午後4時00分まで
場 所	立川市中央図書館 4階会議室
出席者	野口（陽）委員、本木委員、森田委員、榎本委員、野口（武）委員、伊藤委員、清水委員、栗本委員、摺木委員
【事務局】	図書館長、管理係長ほか
【傍聴人】	0人

■図書館協議会

<副会長>

ただ今より、第23期第3回図書館協議会を開催いたします。

本日、田中委員、山口委員、坂場委員が所用で欠席されると伺っておりますが、定数12名のところ9名出席しておりますので、本日の協議会は成立しております。

それでは、お手元に用意されております次第に沿って進めさせていただきます。最初に会長からご挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

<副会長>

会長ありがとうございました。それでは、お手元に本日の配布資料が用意されております。まずは配布資料の確認をさせていただきます。館長、よろしくお願いいたします。

<図書館長>

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。議事進行の順番になります。

まず机上配布資料「議事次第」であります。

次に机上配布資料「令和4年12月議会定例会報告」

次に机上配布資料「たちかわ電子図書館関連資料」

次に机上配布資料「立川市図書館利用者アンケート」

次に机上配布資料「児童・生徒対象読書アンケート調査」

次に事前配布資料「立川市第3次図書館基本計画及び立川市第4次子ども読書活動推進計画の中間総括にかかる第三者評価に関する報告書」のうち立川市第4次子ども読書活動推進計画部分」

次に事前配布資料「中央図書館の窓口業務等について」

最後に中央図書館窓口業務等に関する令和4年度9月議会での質疑応答

これは事前にお配りした資料の差し替えとなります。事前に配布した資料は廃棄してください。

以上となっておりますが、お手元にございますか。大丈夫ですね。それでは、第23期立川市図書館協議会第3回定例会の進行を副会長にお願いしたいと思います。副会長よろしくお願いします。

<副会長>

それでは、本日の議事進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元に配布しております議事日程 1 報告事項 (1) 令和4年12月議会定例会報告について、館長からご報告をお願いします。

1 報告事項

(1)令和4年12月議会定例会報告

<図書館長>

令和4年12月議会定例会報告についてご報告申し上げます。12月議会は11月29日から12月20日まで開催されました。一般質問は11月29日から12月5日までです。文教委員会につきましては、「議案第73号 立川市柴崎図書館ほか2施設の指定管理者の指定について」と「議案第74号 立川市幸図書館ほか4施設の指定管理者の指定について」ということで議案を審議していただきました。ちなみに柴崎ほか2施設の指定管理者について、1社のみの応募となりまして現在請け負っておりますヴィアックスという会社が引き続き指定管理者となりました。

幸図書館ほか4施設の指定管理者については図書館流通センターが現在請け負っておりまして、これも1社のみの応募で、そのまま図書館流通センターが指定されました。文教委員会で承認されまして可決するものとされ、本会議でも原案通り可決致しました。

文教委員会では永元議員から質問がありました。指定管理2社ともインターネットサイトでパワハラ等良くない評判が載っているが実際はどうかというお話でした。確かに図書館流通センターやヴィアックス含め色々な人がいるので、私の方でもこのような書き込みがあるのは承知しています。ただ事業者との打ち合わせを通して活動状況を確認しながら市で指揮を執り、一定の水準を保っている。目に見えておかしい状況はないと答弁いたしました。どうしてもオープンになっている書き込みは勢いで書かれることもあるが、情報に流されるのではなく、実際全くないことはないと思うが、立川市においてはこのようなことはないかと答弁いたしました。

他に、指定管理2社の総人数と年間何人やめられるのかという質問です。これはあ

くまでも立川の人数です。図書館流通センターは46名、ヴィアックスは34名の方が働いている。離職者は令和3年までの4年間で図書館流通センターが14名、ヴィアックスが6名やめている。これは家庭の事情や要因があるということでそれ以上の再質問はありませんでした。

議案審議については今私が言いました通り、令和5年4月1日～令和9年3月末までの5年間の指定ということで文教委員会で可決し、本会議でも原案通り可決しました。

12月20日に補正予算の議案があがりまして図書館は3件あがっています。

電子書籍コンテンツ使用料、こちらは故人の指定寄附を活用し取り崩して6,300,000円計上されています。

図書館維持管理ということでガス代、修繕代が計上されています。中央図書館でも地域冷暖房熱源供給料があがっています。ガス、電気代がかかっている状況で補正していただきました。

今回は立川市図書館児童書への指定給付金について説明いたします。電子図書館のHPにはすでにバナーが貼ってありますが、クリックしますと簡単な文章ですが、谷さんのこのような↓経過が見られます。

この度、故谷重治さんより「立川市の子ども・児童のために児童書の購入に役立ててほしい」との「思い」を次世代に託すため、立川市図書館は、「たちかわ電子図書館」内に絵本、えどうわ、よみものを中心とした「谷重治文庫」を開設し、子どもたちが読書に親しめる環境を整備しました。

ここに至るまでに、代理人である司法書士の方と話し合いまして、立川市公共図書館の児童書以外の出費はしてはいけないということでした。学校図書も対象外です。児童書の中には紙も電子もあるので、電子図書も良いのかと確認したところそれは構わないとのことでした。当然、電子ですと2年間で52回貸出のものが多いです。2年間で権利がなくなり、本が読めなくなってしまう。または2年間のうちに52回読まれると消滅してしまいます。この仕組みについてはいろいろ問題があって、ここでは吟味いたしません、ただ買い取りの本は古くて人気がないものが多く、この本を提供し読みなさいと言っても心苦しいため、期間限定の本も購入することの了承を得ました。10年計画です。令和4年12月28日に開設し、開設時が968冊、年度内に1,400冊程度購入予定です。指定給付金額は58,508,835円、令和4年度2022年度ですが紙は急遽でしたので次年度以降対応します。電子は6,300,000円、令和5年度以降が5,300,000円程度、最終は2,031年度で使いきる予定です。使いきったとしても、電子の場合は、電子書籍が続く限り残ります。谷さんの思いは残ると思います。

また6千万近くの寄付をいただくこともとてもありがたいと思っております。谷さ

んは個人情報なので具体的には言えませんが立川市民ではありません。なぜ立川市の図書館を指定したのかわかりませんし、教えていただいていません。お帰りになりましたら是非谷重治文庫をご覧になってください。

以上です。

<副会長>

ありがとうございました。館長から報告がありましたが、皆様からご意見ご質問等ありましたらお願いします。…ではわたくしから質問をさせていただきます。例えば、谷さんのお金があるから立川市の児童書の予算が10年間つかないなどありますか。

<図書館長>

立川市の蔵書構成として、立川市が買っている電子の絵本やよみものがあるので、当然2年で消滅してしまうものもあります。立川市の電子図書がなくて、谷さんのだけあるのはおかしいので。多少比率的には一般書の方に重きを置くかと思いますが、児童書の予算がなくなることはありません。

<副会長>

ありがとうございます。委員はどうでしょうか。

<委員>

私も深く存じ上げないのでわかりませんが、館長がお話されていた、指定管理者というものは、他のところでは何社か導入されているのでしょうか。

<図書館長>

はい。指定管理者は日本全国の自治体で採用しています。直営を堅持しているところもありますが、大まかに半分程度の自治体は民間委託や指定管理者を導入しています。業者としては幸図書館他4館を管理している図書館流通センターがシェアを占めています。ヴィアックスも関東周辺、宮崎の都城や名古屋、新潟の自治体で請けていますので大手です。他にも文房具で有名なナカバヤシ、給食事業等行っているシダックス、NTTの子会社などあります。指定管理者ではなく、窓口を請け負う業者であれば、ビルメンテナンス会社や清掃会社などが低賃金でカウンター業務を行っているところもあります。私としては副業的に請け負っている業者とは付き合いたくないと思っております。窓口業務だけでなく館の運営を請け負える会社というのは限られています。私としては図書館流通センターとヴィアックスにきちんと運営していただければ良いと思います。

<副会長>

ありがとうございます。他委員はどうでしょうか。

<委員>

指定管理者というのは市と表裏一体となって運営していくという心意気のある会社であれば出来ると思いますし、それがなければ成り立たないと思います。

もう一つよろしいでしょうか。谷さんの指定給付金について素晴らしいと思います。が、児童書の中でこういう分野の本をとるものはないのでしょうか。

<図書館長>

分野の指定はありません。児童書という指定だけです。

<委員>

せっかくいただくのだから、谷文庫の特色あるような分野があれば良いと思います。今後も探っていただければと思います。

<副会長>

ありがとうございます。では次の議題に移ります。

たちかわ電子図書館について

<図書館長>

令和3年の1月から始めてちょうど2年経ちました。

まず1枚目は貸出の1年目です。当初30代～60代の年代の方の利用が多く、小学生はほとんど利用がありませんでした。どこの自治体も導入後右肩下がりになっていくことが多いです。私の方でちょうどギガスクール構想で立川市の小中学生が1人1台タブレットを持って授業をしており、活用できないかと考えたり、他の自治体でも学校との連携行っているのを聞いたりしました。その後6月の補正で認めていただいて、9月から小中学校の生徒に電子図書館利用カードを配布開始しました。教育委員会や学校サイドとの連携が大変でしたが、実績が出たため苦勞が報われたと思います。調査を綿密に行い、導入までスケジュールを組んで行った結果、10月がピークになりほとんどの利用者が小中学生になりました。

2枚目は貸出の2年目です。現在におきましても、小中学生の利用は8割を維持しています。数字は若干減りましたが、右肩下がりではなく、ほぼ現状維持できているのかと思います。これも新しいコンテンツを常に購入したり、新たな動きがあれ

ば学校と連絡調整を取ったり常に変化のある取り組みをしております。

3枚目は閲覧1年目です。大体動きは同じです。貸出1について閲覧が2～3です。要するに、1回本を借りると、2回読むボタンを押しているイメージです。

閲覧2年目につきましては令和4年6月にこどもの本読み放題を300点購入いたしました。6月は閲覧が伸びています。その後も平均して伸びているかなと思います。月に2万位読まれています。引き続き頑張っていきたいと思います。

次は貸出数、閲覧数になります。これは6月時点で300冊の閲覧出来る本を入れました。まず閲覧数を見ていただきたいのですが、すべて児童書で、読み放題パックのものです。うみのおばけずかん、13歳は怖い、この辺が圧倒的に読まれています。おばけとか妖怪とか恐怖、怪談など読まれているようで、子どもが好きなものかと思います。他にも猫や犬、パンダなど動物系も読まれています。

貸出数です。青空文庫のどん狐が一番読まれています。あとは全部10ぴきのかえるのシリーズが並んでいます。それは買い取りで複数のライセンスがあるため同時に3人の子が読めます。そのような本が圧倒的に読まれます。どん狐は7ヶ月で貸し出しが260、青空文庫は無制限ですね。2位は7ヶ月で191です。52回で普通だと権利が消滅しますが制限がありません。ただし3人借りると4人目は読めません。あまりメジャーではないですが、読みやすく、わかりやすい絵本が人気となっています。この傾向はずっと続くのかなと思います。次回、これ以外はどうなっているのかをお示しできればと思います。

続いて、現状の課題が4つあります。立川の場合は学校連携が始まったばかりです。今後も児童生徒が読みたいと思うコンテンツを揃えていかなければ離れてしまいます。公共図書館向けに販売されている書籍は限られていて価格も高いです。コンテンツの充実には出版社や作家の理解が必要です。図書館向けに販売される本のバリエーションが増えることを望みます。色んな種類が増えてほしいと思います。また同時貸出数や有効期間などが柔軟に運用されることを望みます。読み放題があれば調べ学習とかクラスの生徒が同じものを見ながら学習ができます。4月から版元の説明では読み放題のパッケージが増えるとのことですので楽しみにしています。あとはどうしても図鑑系は少なく、出版社の方も種類も少ないので難しいかと思いますが拡大を望んでいます。

2点目は予算の問題です。現在、自治体の多くは国からの新型コロナの臨時交付金を活用して電子図書館を立ち上げています。立川もそうです。いつまでもコロナの交付金があるわけではありません。ニュースでもコロナが2類相当から5類相当に引き下げになることや、マスクの着用を辞めようとか動きがあります。そういったコロナ関係の予算がなくなりますので、一般財源、税金から賄われることとなります。紙の書籍代視聴覚資料代から捻出しないと言われたり、2年52回で消滅して

しまうコンテンツではなく、ライセンス販売型の購入のみを求められたりする可能性があります。苦慮している図書館が多くあると聞いています。立川市の場合は民間連携を行っており、谷文庫さんの個人指定寄附金もありますのでコンテンツについては当面の間は安泰かなとは思いますが、電子図書館自体を考えると非常に危惧する課題かと思っています。

3点目は人材の問題です。電子書籍の仕組みを把握している職員は一握りです。詳しい職員が異動したら混乱が起きやすく、複数人で対応できる人材の育成が急務の課題です。どうしても紙の書籍が仕事のベースになりますので電子書籍を担当する職員に限られています。詳しい人が異動するとわからなくなることがないよう組織として対応していくことが課題です。

4点目はこうならないように!の忠告です。私自身、いろいろな自治体からの相談を受けています。電子書籍や学校連携を始めたいけどどうすればいいか等質問が来ます。常にこのことを相手方には伝えていきます。電子図書館はじめました→想定外の利用率。立川市も学校連携を始める前には利用率が右肩下がりでした。→やっても見返りがないなと感じ職員のモチベーションの低下→紙の書籍と兼任して仕事をしているので電子書籍は片手間になる→画面も更新されず利用者に飽きられる。職員も予算があるから一応電子書籍のコンテンツを購入はする。→利用されない→予算減額→終息へのカウントダウンが始まる。このように伝えていきます。上から言われているからやろうとしている姿勢ではダメです。立川市としてもこうならないように時代の流れをつかみ、利用者ニーズに応える電子図書館運営を目指していきます。常に新しい情報を掴んで、他市がどういう取り組みをしているのか、利用者は何を求めているのかを把握して運営していかないと電子図書館は続かないと言っていますし、職員にもこの気持ちを伝えていきます。立川市がこれだけの位置を維持しているので今後も頑張らなければと思っています。

続いて、私の方で原稿の執筆依頼がありまして、学校の用の新聞なのであまり読まれている方はいないと思いますので後で読んでいただければと思います。1点だけ、学校等における電子図書館活用事例を紹介していきます。立川市では朝礼前に週一回朝読で10分間程度時間を設けています。そこで電子図書館を利用している学校が多くあります。調べ学習等で教員とクラスの児童・生徒が同じ本を読みながら学習することが出来る300冊のコンテンツを活用して、グループごとに読書感想文を発表するということがありました。3年生以上はタブレットを持ち帰るので、自宅でも家読(うちどく)ということで時間帯別の利用を見ても常に早朝と夜以外は何らかの形で利用されていることがわかります。こういった利活用を確認し学校との連携を深めていきたいと思っております。引き続き、仕組みや仕掛けが有効か模索しながら学校と連携を進めたいと思っております。電子図書館については以上です。

<副会長>

ありがとうございます。生徒さんたちが読んでいるタイトルとかをご覧になって何かお気づきの点や感想はありますか？

<委員>

選書については様々な制限がある中で取り入れていると思いますし、10ぴきのかえるシリーズも有名で良い本ですし、選書には問題ないと思います。

閲覧数については夏の時期ということもあったかもしれませんが、お子さんたちが好む題材になっているのかなと思います。

利用者数をもっと増やしたいというお考えがあるのであれば、現在は市立小中学生を対象として利用カードを配って利用が拡大したとのことですが、私立の小中学校に行っている生徒にアプローチをしていくことが良いかと思います。また私たち大人に対しても、電子図書館があるということを周知していくことが必要なのかなと。成人を迎えた方の通知にお知らせを入れたり健康診断の通知に入れたり色んな機会を通して周知していくといいのではないかと個人的に感じました。

<図書館長>

ありがとうございます。私立中学に対してですが、都立立川国際がありまして、教育長が立川国際に行ったとき、立川市図書館がこういった実績を上げているのでもし読書活動に有用であると判断した場合協力しますという発言がありました。

徐々に都立、私立に拡大することは可能かなと思います。図書館の体制も加味しながら進めたいと思います。市立だけでなく、立川市の学校に通う子供にも読む権利を与えても良いのかと思います。健康診断や、成人の日の通知にお知らせを入れることも検討いたします。新成人に読んでほしい本の案内や、健康推進課とコラボするのであれば健康についてガンとかダイエットの本などを充実させていく必要があります。委員の意見を新たな仕掛けとして検討させていただきます。

<副会長>

ありがとうございます。市民の立場から見て、図書館さんの考えや、統計資料を見てお気づきの点があればお願いします。

<委員>

立川市民で良かったなと思うことがたくさん書いてありました。電子図書館はあることが当たり前とっていましたが、こんなに予算を取っていただいて、運営することが大変だと初めて知りました。すごく恵まれていて素晴らしいなと感動すら覚えました。専任の方がいらっしゃらないなか運営が大変にもかかわらず、新しい取

組、閲覧数、利用者数も多く、素晴らしいなと思いました。是非これからもよろしくお願いいたします。

<副会長>

ありがとうございます。会長からどうでしょう。利用統計について、このポイントを見ておきたいところなどありますか。

<会長>

そうですね。やはり8月が弱いところですね。利用実態として、どうしても、子どもたちは夏になると課題図書が出て、感想文を書きますが、電子書籍の中で課題図書になるものがないです。もっと子供たちに電子、紙も含めて読んでほしいですがちょっとそこが弱いのもっと働きかけが出来ればと思います。

余談ですが、昨年の12月27日に文部科学省が子どもの読書活動の推進に関する有識者会議の論点のまとめを公表しました。この中でもギガスクールへの対応ということで、読書推進のためのICTの活用ということをこれまで以上に強く打ち出しています。そのなかで立川市の取組は日本全体から見てもかなり先進的な事例だと思います。文部科学省が子どもの読書推進と電子書籍ということで今年度調査研究を行っておりまして私と池田館長がたまたま委員を務めておりまして、立川の事例もヒアリングされるので更に全国へ発信されるのではないかと思います。

<副会長>

ありがとうございます。ボリュームがございますので次へ進みます。

図書館利用者アンケート、児童・生徒対象読書アンケートについて

<図書館長>

前回の協議会で皆様からご意見いただき作成いたしました。ようやくこの形にまとまりましたので管理係長から説明をお願いいたします。

<管理係長>

前回、委員の皆様の意見を反映させてこのような形で作成いたしました。実際の実施時期は2月中旬から3月中旬の1か月をかけて中央図書館で行います。地区図書館はすでに指定管理業者が利用者満足度アンケートを実施しているのでその結果とこちらの結果を集計、分析して皆様にご報告差し上げますのでよろしくお願いいたします。以上です。

<副会長>

ありがとうございます。2月に実施ですね。事務局からの報告について皆様から質問ありますか。もう設問は決まっていて、あとは実施するだけでしょうか。

<管理係長>

そうですね。今、何か不明点等ありましたらおっしゃってください。まだ実施まで時間はありますので。

<副会長>

今行くと大変なので後ほどに致しましょうか。

次に児童・生徒対象読書アンケート調査について館長からご報告です。

<館長>

立川市読書アンケート調査結果についてです。先ほどの利用者アンケートより一歩進んでおりまして、調査中ですが、ようやく回答が上がってきたところです。これを取りまとめているのが児童青少年係の米山係長ですのでお願いします。

<児童青少年サービス係長>

こちらが令和4年10月～令和5年1月にかけて市内の市立小学校5年生、中学校2年生の児童生徒に向けてタブレットを利用しアンケートを行い集計しました。立川の市立の小学校中学校の平均が記載されています。今後全国学校図書館協議会が行っている学校読書調査のデータを併記しつつ講評を載せて完成とする予定です。こちらが速報値という形でのご提示です。以上です。

<副会長>

ただいま事務局から報告がありましたが、皆様からご意見ご感想はございますか？

<館長>

補足ですが、21年25年29年、令和4年の調査ですが、過去三回の調査に関してはタブレットの調査ではなく先生が児童生徒に設問を投げかけまして、挙手をさせる方法でした。そうすると、周りの目を気にして手を挙げてしまうなど不確実な要素がありました。調査分析の仕方が異なってしまうので、タブレット形式で三回行い不確実な要素がない方法で行う必要があります。

<副会長>

他何かございますか。少し資料を見ていただいてからにしましょうか。集計方法が

変わったという点がありますしね。

<会長>

これは図書館のHPで公表するのでしょうか。そうすると、過去データとの比較の扱いには注意が必要かと思います。調査の取り方が変わっているので注記が必要ですね。

<館長>

注記を致します。

(2) 協議事項

計画の中間総括にかかる第三者評価報告書の協議会評価について

<館長>

お手元にある厚い冊子をご覧ください。計画の中間総括にかかる第三者評価報告書の協議会評価については前回お出しいたしまして、委員さんからご意見賜っています。赤く表示されている箇所です。こちらの取りまとめも米山係長になりますので、ご説明お願いします。

<児童青少年サービス係長>

お忙しい中ご意見をお寄せいただきましてありがとうございます。皆様のご意見を載せたうえで、今回の協議会評価の案ということでご提示しています。

協議会の会長からもご指摘がありまして図書館長と相談しつつ、まとめましたが、改めて会長からのご指摘事項等をご提示したいなと思います。協議会評価欄を皆様にもう一度ご覧いただいて、ご意見等ありましたが加味して反映していきたいと思っています。お願いいたします。

<館長>

今の説明が子どもに関する計画になります。再度4月に向けまして、すでに会長から指摘がありますし、それも反映されていくことになるかと思います。問題の両輪であります図書館計画につきましては作業中でございます。完成したら同じような形式でご提示します。ご意見をいただいて完成に向けたステップアップをしたいと思っています。図書館計画については皆様にお送りすることになりますのでよろしくお願いします。

<副会長>

館長から説明がありました。赤で記されているのが指摘事項ですね。皆様ご意見をされた方で反映されているか確認したうえでご意見ございますか。

<会長>

それでは私から。もうすでに協議会案をお示ししていますが、追加で館長にも伝えていることです。何かと申しますと、ハンディキャップがある子どもたちへの読書環境づくりですが、録音図書、点字図書、布の絵本・さわる絵本等と記載されていますが、是非大活字本の子ども向けの物がありますし、LLブックもありますので、そういったものについても協議会評価の欄で充実することが望ましいという文言で追加してほしいです。他にも、外国語を母語とする子どもたちへの読書環境づくりについてですが、可能であれば追加してほしいですが、日本語に親しむことが出来る読書環境の充実という文言がありますが外国語が母語の子どもに対してはやさしいにほんごというアプローチが注目されているので、上手くその表現を組み込んでいただければと思います。

読んでいて改めて教えていただきたいのですが、学校図書館の支援指導員さんの配置時間を増やすことと協議会評価にあります。その通りだと思いますが、今の配置時間はどのくらいでしょうか。

<児童青少年サービス係長>

確認しましたところ、小学校は週2日で1回6時間、中学校は週1日で6時間です。

<会長>

いきなり倍は無理でも増やしてほしいですね。中学校は週1日ですか。

それって時間入れて記載するとまずいでしょうか。その辺は無理のない範囲でご検討ください。

<館長>

要するに、現在このように少ないので、もう少し拡大してほしいということですよね。

<会長>

そうですね。配置拡大の所管は図書館ではないので、どこまで言えるのか表現が難しいと思いますが、可能であれば追加をというところです。

<副会長>

ありがとうございます。地域で読書しやすい環境の整備と児童施設等との連携という項目がありますが、協議会評価案では本が身近にある環境づくりは子どもたちにとってとても良い。…とあります。先生としてお気づきの点やこういう文章を入れた方がよいなどございますか。

<委員>

特にはないです。先ほど外国語を母国語とする子どもについてですが、そういった子供の人口が増えてきているので、環境づくりが大切なのかなと感じます。

<副会長>

ありがとうございます。ご意見等ございましたら事務局あてに2月17日までにお願いします。

<館長>

そうですね。今の第4次子ども読書活動推進計画の件は2月17日までに読み込んでいただいて事務局までご意見をお願いします。4月の協議会で報告します。第3次図書館基本計画についてはまとめたものを送りますので別途意見をいただく期限を設けますのでお願いします。

中央図書館の窓口業務等について

<館長>

中央図書館の窓口業務等について 第23期立川市図書館協議会としての意見書の素案を会長取りまとめで出していただいています。市の動きについては前回語らせていただいたので、それを受けまして図書館協議会としてどのように対応していくかということになります。意見書を読ませていただきます。

1 はじめに

変化の激しい現代社会にあって、市民一人ひとりが図書館に求めるニーズも多様化しています。このニーズに応えるためには、幅広いサービスの提供が必要であり、それを担う職員にはより高度な専門性が欠かせません。

立川市図書館では、市民の知る権利を尊重し、誰もが利用でき、親しみやすい図書館づくりを心掛けてきました。また、市内に9つの図書館を設置し、身近なところにある、くらしに役立つ図書館を実現してきました。

一方、人口減少や少子高齢化の進展による税収の減少、社会保障関連経費の増加等

による厳しい財政状況の中、持続可能な行財政運営の実現が急務の課題となっています。公立図書館も例外ではなく、業務の効率化や経費の節減が求められています。

2 立川市図書館の現状

中央図書館は、市職員による直営で運営しており、立川市図書館行政の中心的役割を担っています。様々なニーズに応えられるように資料を収集・保存し、資料・情報の提供等のサービスを行ってきました。また、地区図書館への指導的役割・バックアップ機能を兼ね備えています。

地区図書館の運営は、指定管理者が行っており、地域と密着し、地域住民のニーズに応えるサービスの提供を展開しています。

それぞれの役割を果たしつつ、相互に補い合いながら、立川市の図書館行政を担っています。

3 時代の変化、市民ニーズを捉えた図書館運営

現在の図書館は、貸出サービス中心の図書館から滞在型、課題解決支援型のサービス展開に軸足をシフトすることが求められています。立川市図書館も映像資料の視聴サービスを廃止し、代わりに、令和4年7月にIKEA立川から家具や机の寄贈を受けて、学習や読書ができるスペースの整備を図りました。また、令和3年1月から導入した「たちかわ電子図書館」は、コロナ禍で外出を控える利用者から支持され、「電子書籍の価値」が再認識され、利用が拡大しています。同年9月に1人1台タブレット端末を活用した市立小・中学生向けの電子図書館運用が始まると、小・中学生の利用が飛躍的に伸び、次世代に向けた読書活動の推進への新たなそして大きな扉を開くことができました。

4 図書館協議会としての意見

中央図書館の窓口業務等において、正規職員でなくても事務の執行が可能であり、効率で柔軟な運営が図られ、提供するサービスの水準が向上するのであれば、委託化も窓口業務運営手法の選択肢の一つとしてあることを否定しません。ただし、その際、受け皿となる委託事業者は、図書館運営の実績、評価等を勘案して選定すべきであり、中央図書館がこれまでに培ってきた知識、経験、ノウハウ等の市民と共有すべき貴重な財産は引き継がれていかなければなりません。

第23期立川市図書館協議会は、平成29年4月21日に第20期立川市図書館協議会が提出した「中央図書館の望ましいあり方についての意見書」において中央図書館の持つべき機能として提言された

- ・図書館政策の立案と実施
- ・図書館運営の礎となる計画の策定と見直し

- ・蔵書等各種基準の策定と見直し
- ・図書館ネットワークシステムの構築と運営
- ・各種図書館サービスの向上への継続的な取り組み

これら5つの業務・機能については、正規職員でなければ担えない事務として、委託化検討項目から除外されていることを確認し、継承していきます。

また、窓口業務についても、カウンターでの利用者と職員のやりとりは、本（資料・情報）と人との新たな出会いやつながりを生み出し、さらには市民を相互のコミュニケーション、学び、憩いへと誘う大切な役割を担っています。窓口は、利用者である市民の要望と主体性を尊重し、受け入れる場でもあります。図書館が将来にわたって永続的に地域の歴史や文化を守り続け、発信する起点であることを考えた時、一部市の責務として残した方がサービス水準の低下や市民の不安を招かない窓口業務も存在します。これらのことから、図書館協議会は、すべての窓口業務を委託化することには反対します。

最終的に中央図書館の窓口業務等の運営手法や対象となる事業を決めるのは行政です。図書館協議会としては、行政が最終決定するまでの過程において、取り巻く関係者（立川市議会、地域の読み聞かせ団体、教育委員会、図書館協議会等）への丁寧な説明を心掛け、また、十分な議論の場と機会が提供されるよう要望します。

以上になります。現時点に置きまして会長取扱の原文となります。すでに3週間前に皆様のお手元に届いていたかと思いますが、この場で、意見指摘事項等あればお願いしたいのと、この場でなくても2月17日までにご意見いただければ4月に正式に図書館協議会として意見を出しますので会長取りまとめの上、決定することになります。以上です。

<副会長>

ありがとうございます。説明がございましたが意見をいただいた方からのものも反映されているのでしょうか。

<館長>

そうですね。

<副会長>

ご意見等ありますか。

<委員>

私自身は地区図書館を利用することが多いんですが、地区図書館でこういう本が見

たいなどの質問に対しては専門性の高い職員が対応してほしいと思います。なので中央図書館に関しては直営の職員の方で対応していただけると安心します。

<館長>

レファレンス業務に関してですね。直営で市の職員が対応してほしいという要望ですね。

<副会長>

他にお願いします。

<委員>

年末の資料の中で協議委員会からの意見を出しております。文庫連という団体の代表という立場でこの場にはおりますが、窓口常務の委託について反対という立場を表明しています。この素案について会で取りまとめたかったのですが、年末で集まる事が出来ず、申し訳ないですが口頭でいくつか意見を述べさせていただければと思います。

郵送で送られた各協議委員の意見の大概が議論を尽くされていない状況での現段階での窓口業務委託は反対というものだと思います。

これらの意見を踏まえて取りまとめたいただいた素案かと思いますが重ねて意見を申し上げます。

素案の2ページの項目4の箇所の再考をお願いします。「すべての窓口業務を委託することを反対します」とあります。明記していますが、項目4の全体を読むと委託化に対して譲歩の余地があるように読み取れます。具体的に申し上げますと、図書館が培ってきたノウハウを引き継げる業者があるのであれば委託をしても良いという印象を受けます。そのあたりの表示を再考してほしいと思います。

また、23期の協議委員が掲げている5つの提言に関して、様々な専門性を持ち備えた正規職員を育成するためにも窓口業務を通して経験を積んでいくという人材育成の機能があるのではないかと私たちは考えております。そういった観点をこのあたりに付け加えてほしいと思います。

「このような事業を決めるのは行政です」という表現も気になりました。行政も私たち協議会も市民サービスの向上という同じ方向を目指して進んでいるので違う言い方が模索できないかなと思いました。

先ほども紹介がありましたが、市議会での議員さんの発言を読ませていただいて市民サービスの向上を求めているのであれば同じ方向を向いてより良い結論を出していくという表現が出来ないかなと思います。

各議員さんたちもまだ議論を尽くされていない中での委託化は舵を切るのは時期尚早と言われているのではないかと思いますので、そういった点をはっきり表現し

てほしいというのが文庫連としての意見です。

論点がずれますが、今回のこのような議論について私たちの活動に密接に関係する大事な議論です。会員の関心も高く、様々な意見があるのが現状です。

協議会での資料を共有していくことが課題となりまして、私から経緯等を説明するのも限界があり、コピー不可等の資料はその通りとしますが、会として共有して良い範囲で出来ましたらオンライン等で資料の共有を許可できるかどうかを検討していただければと思います。以上です。

<副会長>

ありがとうございます。他全体を見て何かありますか？

<委員>

ご意見といっても素人なので分からないことが多くて。

<副会長>

わからない箇所があれば言って頂ければ。基本的なことでも構いません。ご自身が市長の立場になった時にこの書類を受け取ってどう思うかなど。

<委員>

委託化はなかなか難しいと思います。密に協議して時間をかけて行った方が良いと思います。

<副会長>

ありがとうございます。

<会長>

よろしいでしょうか。2月17日までにまたご意見を頂戴いただければと思いますが、「このような事業を決めるのは行政です」という表現はなくていいのかなと思います。改めてご意見いただいて原案を検討いたしましょう。行政ですと書くと丸投げしている印象を受けますし、でもその後議論の場をと記しているので矛盾しているようにも感じますしね。

<委員>

図書館協議会の位置づけは重要なものだと思っております。私は国分寺で図書館運営協議会の委員を行っていました。なぜ運営協議会かというと、図書館長から諮問をされているのが協議会で、されていない、運営について協議するだけのものが運営

協議会です。それだけの差かもしれませんが、これだけの議論が出ました。意見を言える大事な場ですので、いくらでも時間をかけて協議して、より良いものとしていくべきだと思いますので大事な場だと思います。

<副会長>

個人的な意見ですが、課題解決支援型のサービス展開に軸足をシフトすることを求められていることと窓口業務との関係性をもう少し言えたらいいかなと思います。こういうサービスをするためにちゃんと窓口はこうでなければいけないという論理でいくべきかと思います。それが4番に書かれていると思いますが。

<会長>

そうですね。皆様から頂いたご意見は具体的にレファレンス業務のことや、児童サービスについていただいておりますが、こちらは抽象化して表現しているので、場合によっては具体的なサービスを明示してもいいのかもしれません。その辺も含めて皆様にご意見いただければと思います。

<副会長>

今この場で思いつかなくてもお帰りになった後ご意見等思いつきましたら、2月11日に事務局の方をお願いします。

<会長>

これは次回の協議会で皆様に承認していただいてから提出ですね？

<館長>

図書館協議会の意見がまとまらなければ延びますし、例えばレファレンスサービス、児童サービスについては窓口の委託化について反対しますと明記すれば、一般のカウンターはやってもいいのかと読み取れますよね。すべての窓口業務について反対しますということであれば、きちんと理由を明示していかなくてはならないので、非常に書きぶりや表現が難しいかなと思います。委員さんの中でも意見が割れ、少数意見があるかもしれないので、4月にまとまるかというところはまだ何とも言えません。

<会長>

そうですね。次回出るのは素案のバージョン2かなと思います。この部分をこういう表現にしてはどうかとか提案をいただければありがたいです。

<副会長>

中央図書館のカウンターは自動貸出機になっていますが、そこも入るということでしょうか？スタッフがいるのでしょうか？

<館長>

自動貸出機も何かあれば、初めての人がどのように操作するのかと聞かれたら案内するので、不慣れな人に対しては職員が対応します。

<副会長>

今更ですが、中央カウンターの脇の方にいるのは簡易レファレンスでしょうか？レファレンスとの役割の違いは？

<館長>

大雑把にいうと、中央のカウンター向かって左が登録、真ん中に児童返却機がありますが、そこにも職員がおります。借りた本に何か挟まっていらないか、汚破損がないか確認します。右には簡易レファレンスの職員がおります。簡単な図書案内です。この本どこにありますかと聞かれた時に回答します。もっと専門的なことになると3階のレファレンス担当が案内します。

<副会長>

ありがとうございます。そろそろお時間です。

<館長>

会長から言われた通り、文庫連さんからの意見を2月17日までにこういう文面でという形で具体的に記して提出いただけますか。

<委員>

そうですね。出来る限り取り努力します。

<館長>

なるべく具体的な文面を出していただいて取りまとめます。事務局と会長と意見調整しながらお出ししますが、もしかしたら2パターンとか出る可能性があるので、会長の方からも1つにまとめることは困難だということになるかもしれません。議論の対象となる箇所は少数意見というレベルなのか、案1案2という形にするか、皆さんからいただいた意見を元に判断したいと思います。

<副会長>

締め切りは2月17日ですね。

<館長>

そうですね。会長がおっしゃった通り素案の2となりそうなので4月には決定しないと思います。以上です。

<会長>

意見書のタイトルですが、窓口業務等とありますが、論点となっているのは窓口の委託ですよ。議会でのやりとりを見ると、行政経営課長が指定管理制度を取るか業務全体を委託化するつもりではないとあるので、あくまでも焦点になっているのは窓口業務ですよ。それであれば窓口業務の委託化についてではいかがでしょう。

<館長>

問題ないです。等とはなんだということにもなりますので、協議会で窓口に焦点しぼるのであれば。

<会長>

行政側も窓口業務以外を委託するとは言っていないので、窓口業務に焦点を合わせて文書名をつけてもいいのかと思います。

<館長>

窓口が付随するもの、例えばリクエストを受け付けて、バックヤードで処理をするなどどこまでを窓口とするのかという問題もあります。窓口だけ委託しても、後方で事務をするのは直営の職員となると仕事が減りません。等とはそういう意味ではないかと思います。

<会長>

なるほど。一方で、等としてしまうと幅を持たせてしまう読み取り方をされてしまう気がします。そこも含めて、その表現で良いのかそれとも明確に窓口業務とした方が良いのかというところを皆様にご意見いただければと思います。

<館長>

等とは何かということを行政側が示しているのかですね。

<会長>

そうですね。どこまでが窓口業務かというところですね。ありがとうございます。

<副会長>

次の協議会の日程です。4/21の金曜日午後2時ということです。場所はこの場所、中央図書館4階の会議室です。仮として決めさせていただきます。その次も決めた方がよいかと思います。7/21金曜日午後2時からということでこちらも仮で押さえていただければと思います。ご都合悪い場合はご連絡ください。

定刻となりましたので本日の協議会は以上です。ありがとうございました。